

	最高裁
商標権侵害と並行輸入	<p>商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の商標を付したものを輸入する行為は許諾を受けない限り、商標権を侵害する。</p> <p>真正商品の並行輸入として侵害の実質的違法性を欠く場合</p> <p>真正商品性 内外権利者の同一性 内外品質同一性</p>
真正商品性	<p>本件商品 オシア社（シンガポール、インドネシア、マレーシア、ブルネイにおいて使用許諾）が商標権者の同意なく、契約地外である中国の工場に下請け製造させたもの</p> <p>許諾の範囲を逸脱して標章が付されたもの</p> <p>適法に付されたとは言えない</p>
内外品質同意性	<p>許諾条項中の製造国・下請け制限は、商標権者が品質管理をする上で極めて重要</p> <p>これらに違反して製造 権者の品質管理が及ばず、ヒットユニオンが商標を付して流通においた商品と、品質において実質的差異を生ずる可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレッドペリーブランドの業務上の信頼を損ねるおそれ ・需要者の信頼に反するおそれ
過失の推定	<p>輸入業者は輸入申告の際に輸入商品の製造地を明らかにする必要がある（関税法67条、関税法施行令59条1項2号）</p> <p>ライセンサーが製造国において当該商品を製造し当該商標を付することができる権原を有することを確認する義務</p> <p>スリーエムは義務を尽くしていない 過失推定は覆らない</p>